

答 申

第1 審査会の結論

教育庁保健体育課の「平成13年度各競技団体強化費決算書」（以下「本件文書」という。）について、秋田県教育委員会（以下「実施機関」という。）が不存在を理由に非公開としたことは妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 行政文書の公開請求

異議申立人は、秋田県情報公開条例（昭和62年秋田県条例第3号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成14年7月8日付けで、「平成13年度各競技団体強化費決算書」の公開請求をした。

2 実施機関の決定

実施機関は、公開請求に係る行政文書を保有していないとして、不存在による非公開決定を行い、平成14年7月8日付けでその旨を異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、この処分を不服とし、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、平成14年7月8日付けで、実施機関に対して異議申立てをした。

第3 異議申立ての趣旨及び理由

別紙1記載のとおり

第4 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

別紙2記載のとおり

第5 審査会の判断理由

1 本件文書等について

平成19年に秋田県において第62回国民体育大会（以下「第62回国体」という。）を開催することが内定した平成7年12月に、第62回国体の秋田県開催を契機として、本県スポーツの格段の普及・振興を図り、もって本県スポーツの発展に資することを目的に第62回秋田国体競技力向上対策本部（以下「対策本部」という。）が任意団体として設立された。その後、対策本部では第62回国体に向けた選手強化方策等を企画・立案するとともに、実施してきている。

平成12年度からは、財団法人秋田県体育協会（以下「県体協」という。）で行っていた強化対策と対策本部で行っていた第62回国体に向けた強化対策を一元的に実施した方が事業運営上より効果的との判断から、事務局を教育庁保健体育課国体準備室（以下「国体準備室」という。）に設置し、競技力向上対策を強力に推進する体制の整備を図った。なお、平成14年4月には国体準備室が知事部局に移管され、国体準備室が担っていた業務のうち、国体の準備業務については企画振興部市町村課国体準備室が、競技力向上対策については教育庁保健体育課が所管している。

平成12年度及び平成13年度には対策本部が実施機関に対して、スポーツの競技力の向上を図るための選手強化対策費補助金（以下「補助金」という。）の秋田県知事あての交付申請書を提出している。なお、平成11年度以前には、県体協が補助金の交付申請を行っていた。

交付申請に先立ち、対策本部では、自ら実施する事業と、第62回国体に臨む選手の強化を行う県内の各競技団体から提出された強化事業を取りまとめ、秋田県財務規則及び秋田県教育庁保健体育課関係補助金交付要綱（以下「財務規則等」という。）に規定されている事業実施計画書及び収支予算書を作成しており、補助金の交付申請書を提出する際には前記書類を添付している。

実施機関では、当該申請の内容が財務規則等に適合するかどうかを調査した後に、補助金の交付決定のための起案を行い秋田県知事が決裁している。その後、実施機関は交付申請の内容に応じて対策本部に補助金を支出している。

対策本部は、自ら実施する事業や各競技団体が実施する事業の進捗状況に応じて、実施機関から交付を受けた補助金の中から必要な資金を自ら支出し、又は各競技団体に対し交付している。

事業が完了した競技団体は、競技力向上対策事業報告書や収支決算書を作成し、対策本部に提出している。また、対策本部が自ら実施した強化事業については、自ら競技力向上対策事業報告書や収支決算書を作成している。対策本部が管理しているこれ

らの競技力向上対策事業報告書や収支決算書が本件文書である。

なお、平成12年度以前においては、県体協又は対策本部は、実施機関に対して秋田県知事あての補助金の実績報告書を提出する際に、添付を義務付けられていないにもかかわらず本件文書と同様の競技力向上対策事業報告書や収支決算書を添付しており、実施機関はこれらの文書については現在も保有しているとのことである。

2 本件文書の存否について

対策本部は、年度末に実施機関に対して、財務規則等に規定されている事業実績報告書及び収支精算書を添付し、秋田県知事あての実績報告書を提出している。

実施機関に提出された秋田県知事あての平成13年度の実績報告書には、対策本部や各競技団体が作成した本件文書は添付されていなかったが、対策本部の業務に従事していたのが実施機関の職員であったことから十分な審査が実施されているとして、改めて実施機関としては対策本部に添付することは求めなかった。また、実施機関の組織改正により平成14年4月から競技力向上対策事業を新たに担当することとなった教育庁保健体育課が、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかどうかを確認する際に、本件文書を対策本部から一時借用したが確認後対策本部に返却し、写しも作成しなかったと実施機関は説明している。

当審査会は実施機関から提出された資料に基づき調査を行ったところ、本件文書は財務規則等において実施機関に提出することが義務付けられている文書ではないものの、平成12年度以前には、本件文書と同様の競技力向上対策事業報告書や収支決算書が実施機関に提出され現に保有しているが、平成13年度においては、本件文書は添付されておらず、その後事業の成果の確認のために一時借用したが写しを作成せずに返却したことが認められた。

以上のことから、実施機関が本件文書を保有していないことの当否はともかく、本件文書を保有していないという実施機関の主張を覆すに足りる事実を認めることはできないことから、不存在を理由に非公開としたことは妥当である。

なお、異議申立人は補助金執行に係わる事務処理の在り方について意見を述べているが、当審査会は、条例に規定する行政文書の公開決定等の是非を当該条例に基づき判断するものであり、公開決定等の是非の判断に影響を及ぼさない異議申立人の主張の当否は当審査会が審議する事項ではないと判断する。

第6 審査の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成14年 7月19日	・ 諮問（第69号）
平成14年 8月 8日	・ 実施機関（教育庁保健体育課）からの非公開理由説明書の受理
平成14年 8月30日	・ 異議申立人からの非公開理由説明書に対する意見書の受理
平成14年10月15日 （第115回審査会）	・ 異議申立人からの意見の聴取 ・ 実施機関からの非公開理由の聴取
平成14年12月 3日 （第116回審査会）	・ 審議
平成15年 1月27日 （第117回審査会）	・ 審議
平成15年 2月24日 （第118回審査会）	・ 審議

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件文書について平成14年7月8日付けで実施機関が行った不存在による非公開決定処分取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

これまで、平成5年度から平成12年度までの選手強化対策費補助金決算書及び事業報告書の公開が一般的になされていたが、平成13年度においては、組織改正によって、書類保管形式が変更になり、「内容審査のため借用の後返している」とあり、この為、文書が存在しないとの事、これは、組織改正のあるたび、公開、非公開になる様であれば、県民の税を知る権利はどうなるのであろうか。

又、一般市民、県民が内容を見れる書類として、保存されるべき書類であると考え

る。したがって、県の税金に関する書類、特に決算に関する重要な書類は控えを必ず、これまで通り保存すべきであると考え

1 第62回秋田国体競技力向上対策本部の変遷

第62回秋田国体競技力向上対策本部（以下「対策本部」という。）は、秋田県が平成19年に開催される国体の内定を受けたことに伴い、平成7年12月に設置され、国体関係の選手強化方策等を企画、実施している。

また、平成12年度からは、財団法人秋田県体育協会で行っていた強化対策と対策本部で行っていた第62回国体に向けた強化対策を一元的に実施した方がより効果的との判断から、事務局を教育庁保健体育課国体準備室（以下「国体準備室」という。）に設置し、競技力向上対策を強力に推進する体制整備を図っている。

その後、平成14年度体制に向けての組織改正により、国体準備室が知事部局に移管することに伴い、国体準備室が担っていた業務のうち、国体の準備業務については企画振興部市町村課国体準備室が、競技力向上対策については教育庁保健体育課が所管することとなった。

2 補助金の交付手続き、不存在理由について

選手強化対策費補助金の目的は、スポーツの競技力向上を図ることであり、平成13年度の交付手続き等は次のとおり行われていた。

- (1) 交付申請書の受理及び審査（秋田県財務規則（以下「規則」という。）247条、248条）
- (2) 支出負担行為及び交付決定（規則85条1項、248条、250条）
- (3) 補助金の支出（規則87条、258条4項）
- (4) 経費配分の変更承認（規則255条、256条）
- (5) 実績報告書の受理及び審査（規則255条、256条）

実績報告書の審査については、平成14年4月の機構改革による組織改正により、その事務を保健体育課長が行うこととなり、保健体育課においてその書類を審査し、その報告書に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうか審査した。

なお、この際に、各競技団体の長が作成した競技力向上対策事業報告書及び収支決算書は添付の必要のないものであったが、対策本部から一時借用し、確認後に返却した。

3 不存在理由について

異議申立人から公開請求のあった「平成13年度各競技団体強化費決算書」については、前述のとおり対策本部から一時借用し、確認後に返却したものであり、不存在である。

秋田県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

区 分	氏 名	職 名	備 考
会長代理	小賀野 晶 一	千葉大学法経学部教授	
	佐 藤 了 子	聖霊女子短期大学講師	
	柴 田 一 宏	弁護士	
会 長	平 川 信 夫	弁護士	
	本 田 雅 子	秋田経済法科大学経済学部助教授	

（平成15年3月11日現在）